

2019年11月5日(火)からスタート!

住民票とマイナンバーカードに 旧姓(旧氏)が併記できます!

こんなときに!

各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場で、その証明に使えます。



こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!



住民票にも旧姓(旧氏)欄が!

ここに旧姓! 入ります!



※様式例

マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されることで、旧姓が各種証明に使えます!



旧姓(旧氏)を併記するためには、どうしたらいいの?

住民票に旧姓を併記するための請求手続が必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

旧姓併記のための請求手続は2段階!

STEP 1

旧姓が記載された戸籍謄本等を用意しましょう

入手方法は3種類!

- ① 本籍地の市区町村に請求
- ② 郵送で取り寄せる
- ③ コンビニで発行(※)



(※) コンビニのマルチコピー機から発行できます。発行できるのは戸籍謄本等のコンビニ交付に対応している市区町村のみです。詳しくは「コンビニ交付」のHP (<https://www.lg-waps.go.jp>)をご確認ください。



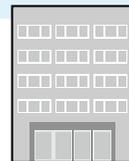
(※) 大山町は、コンビニ交付は対応していません

用意ができたなら提出しよう!



STEP 2

用意した戸籍謄本等と一緒にマイナンバーカード(通知カード)を持って、現在お住まいの市区町村へ行こう!



詳しくは、住民課 (TEL 0859 - 54 - 5210) または各支所総合窓口へお問い合わせください。